

綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱

綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱(平成27年4月1日告示第34号)

最終改正:平成27年4月1日告示第34号

改正内容:平成27年4月1日告示第34号[平成27年4月1日]

○綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱

平成27年4月1日告示第34号

綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利の擁護及び福祉の向上を図るため、成年後見制度に係る市長による審判請求の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審判請求 次に掲げる審判の請求をいう。

ア 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

オ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 市長による審判請求 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判請求をいう。

(3) 住所地特例対象被保険者 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。

(4) 被保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者をいう。

(5) 介護給付費等の支給決定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項に規定する介護給付費等を支給する旨の決定をいう。

(6) 要保護者 生活保護法の規定による要保護者をいう。

(対象者)

第3条 市長による審判請求の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者

(2) 2親等内の親族がない者、2親等内の親族の有無が確認できない者又は2親等内の親族があっても審判請求を行う見込みがない者(審判請求を行う3親等又は4親等の親族が明らかに存在する場合を除く。)

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に住所を有する者(他市区町村の住所地特例対象被保険者若しくは被保護者又は他市区町村で介護給付費等の支給決定を受けた者を除く。)

イ 本市の住所地特例対象被保険者

ウ 本市で介護給付費等の支給決定を受けた者

エ 本市において福祉の措置を受ける者

オ 本市において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

カ 本市の被保護者

キ その他市長が特に必要と認める者

(4) 次条に規定する調査の結果を総合的に勘案し、市長による審判請求を行うことが適当であると市長が認めた者

(調査)

第4条 市長は、対象者について、次の各号に掲げる事項を必要に応じて関係機関に照会し、調査するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により、当該調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに対象者の福祉の向上を図るために市長による審判請求を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 事理を弁識する能力

(2) 生活状況及び健康状態

(3) 2親等内の親族の有無、2親等内の親族による保護の可否及び2親等内の親族が審判請求を行う意思の有無

(4) 4親等内の親族による虐待、放置又は財産争議の事実の有無

(5) 他の施策の活用による効果

(6) 任意後見受任者(任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第3号に規定する任意後見受任者をいう。以下同じ。)の有無

(親族等による審判請求の促進)

綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱

第5条 市長は、前条に規定する調査(以下「調査」という。)の結果、対象者に2親等内の親族又は任意後見受任者があるときは、当該親族又は任意後見受任者に対し、審判請求を行うよう、その必要性を説明した上で促すものとする。

(市長による審判請求の実施)

第6条 市長は、調査の結果を総合的に勘案し、市長による審判請求を行うことが適当であると認めるときは、当該審判請求を行うものとする。

2 前項の規定による審判請求の実施に当たり、市長は、調査の結果及び診断書の内容を勘案した上で、申立書及び付票を作成するものとする。

(費用負担)

第7条 市長は、市長による審判請求を行う場合において、対象者に審判請求に要する費用を負担する能力があると認めるときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担を命ずる審判を併せて申し立てるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 審判請求時において対象者が被保護者である場合

(2) 審判請求に要する費用を負担することで対象者が要保護者となる場合

(3) その他審判請求に要する費用を市長が負担することが適当と認められる場合

2 市長は、前項の規定による申立てに係る費用負担命令があったときは、その費用負担命令を受けた対象者に対し、当該費用を求償するものとする。

(審判前の保全処分)

第8条 市長は、対象者の状況を考慮し、緊急を要すると認めるときは、家事事件手続法第105条第1項の規定に基づき審判前の保全処分を命ずる審判の申立てを行うものとする。

(親族等への情報提供)

第9条 市長は、対象者の実情を勘案し適切と認める範囲内において、対象者の状況等の情報を4親等内の親族に提供することができる。

2 前項の規定により、当該情報の提供を行う場合には、綾部市個人情報保護条例(平成15年綾部市条例第31号)に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(綾部市成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 綾部市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年綾部市告示第102号)は、廃止する。
